

守口市長 西端 勝 樹 様
生活福祉課・福祉事務所長 上甲 一 様

門真・守口生活と健康を守る会
会 長 井 上 ま り 子
全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）
会 長 大 口 耕 吉 郎

コロナ禍のもとでの生活保護の迅速な対応および 「夜間・休日受診証」の復活を求める要望書

【夜間・休日受診証について】

コロナ禍のもとで、生活保護利用者の生命を守る施策がますます重要になっています。ところが守口市では以前あった「夜間・休日受診証」を廃止されています。

先日、守口市内の生活保護利用中の女性が、夜に体調が悪くなり、病院に電話したところ、保険証がないと十割負担になると言われたため、病院に行くのをやめ、翌朝まで辛抱して、午前九時に福祉事務所に行き、医療券を貰って、病院に駆け込んだ事例がありました。

生活保護における医療扶助の位置づけは、「生活保護法第15条・医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持するところのできない者に対して〔略〕診療、薬剤、治療剤、医学的処置」が目的であり、「疾病が貧困の原因であり、又貧困の防止及び救済の両方面からみて医療扶助は生活扶助と並んで生活保護制度の枢軸となっている」と位置づけています（1950年『生活保護法の解釈と運用』255～256頁）。最低生活が維持できないとは、命にかかわることです。

これを受けて厚生労働省は「疾病が貧困の原因の一つとなっている現状にかんがみて、とくに医療扶助については〔略〕生活保護全般の見地から、実施機関は〔略〕いたずらに機械的实施に陥ることなく、創意工夫と良識を行かして」事務処理をするよう強調しています（1961年9月30日社発第727号 厚生省局長通知）。

生活と健康を守る会は、「生活保護利用者に国民健康保険証なみの医療証」の実現を要望しています。この要望にもとづき、大生連は大阪府に対して、独自に「医療証」を作って欲しいと要望してきました。

1999年末の大阪府生活保護交渉では、母子世帯のお母さんが「子どもが夜中に熱を出した。でも、保険証がなくて、病院に行けなかった。辛い」と泣いて訴えられました。このとき大阪府は「医療証方式は困難だが、府独自の夜間緊急証は検討する。各市にもつくるよう指導する」と回答し、府は2000年に「緊急夜間受診証」を実施しました。これを受けて府下の各市でもつくられていった経緯があります。この基^{もと}となったのは、医療扶助が命にかかわる施策だからです。守口市はこうした経緯と医療扶助の重要さを無視しておられます。

【2020年4月7日の厚生労働省の生活保護に関する「事務連絡」について】

周知の通り、2020年4月7日に厚生労働省社会・援護局保護課は「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の事務連絡を出しました。事務連絡は、①「（生活保護申請の）面接が長時間にならないよう」に工夫する、②訪問については最低限度の必要なもののみ実施する、③「（コロナ禍のもとで）就労の場を探すこと自体が困難」であれば、稼働能力の活用の可否を留保する、④保護の申請権を侵害する行為は厳に慎むことを強調しています。また医療券の即時発行など、医療保障についても明記しています。

このように事務連絡は、コロナ禍のもとでの生活保護の「**必要即応の原則**」（法第8条）を強調しています。

しかしながら守口市では「事務連絡」に基づく生活保護行政が十分になされているとは言えません。生活保護は申請してから14日以内に決定しなければなりません、14日を超えるケースもありました。

こうしたことを改善していただくために、私たちは以下のこと質問と要望をします。文書で回答していただき、それにもとづいての話し合いを求めます。

記

【質問事項】

1. 「夜間・休日受診証」をやめられた理由を教えてください。
2. 生活保護の医療扶助について、守口市の考えを教えてください。

【要望事項】

1. 「夜間・休日受診証」を早急に復活してください。
2. 4月7日の厚生労働省の「事務連絡」にもとづく生活保護行政を徹底してください。
3. 申請から保護決定は、14日以内を守ってください。

以上